

商工業者の皆様へ

大洲市LPガス料金高騰対策支援事業費 補助金のご案内

エネルギー価格の高騰が続いており、電気やガソリンには国による支援がありますが、LPガスには国の支援制度がありません。

そこで大洲市では、市内で事業を営む商工業者の皆様を支援するため、独自に補助金を交付いたします。

1 こんな方が対象です

対象となる方	市内で工場・店舗・事務所等の業務用施設を経営し、LPガス販売事業者と契約のうえ、自己負担でLPガス料金を支払っている中小企業者・小規模事業者
対象とならない施設	大企業の施設、医療機関、児童・障害者・高齢者福祉施設、農業・林業・漁業に関わる施設、国・地方公共団体の公立施設 など
対象検針期間	令和7年10月検針分～令和8年9月検針分(12か月間) 「検針分」とは、LPガス販売店が検針(メーターの確認)を行った月の使用量分のことです。この12か月間のうち、最も使用量が多かった月(最大使用月)をもとに、下記の区分により補助金額を算定します。

- ・ご自宅の一部を店舗や事務所として使用している「居宅兼店舗」も対象となります。
- ・同一の事業者であっても、市内に複数の工場・店舗・事務所等を有する場合は、施設ごとにそれぞれ対象となります(1施設につき1回の交付)。

2 補助金額(使用量区分に応じた5区分)

区分	対象検針期間における最大使用月の使用量	補助金額
A	5 m ³ 未満	9,000 円
B	5 m ³ 以上 10 m ³ 未満	16,000 円
C	10 m ³ 以上 20 m ³ 未満	29,000 円
D	20 m ³ 以上 50 m ³ 未満	68,000 円
E	50 m ³ 以上	135,000 円

- ・区分は、対象検針期間中で1か月あたりのLPガス使用量が最も多い月(最大使用月)の使用量により決定します。
- ・交付は、業務用施設1件につき1回限りです。

【参考例】検針票の確認方法(見本)

ガス販売事業者名:〇〇ガス株式会社 お客様名:△△商店様 お客様番号:123456

検針日	前回検針量	今回検針量	ご使用量
令和8年2月10日	123.4 m ³	145.6 m ³	22.2 m ³

この場合:ご使用量が 22.2 m³のため「区分 D」となり、補助金額は 68,000 円です。

【ここを確認!】

12か月分の検針票を見比べて一番ご使用量の多い月を基準に区分を判定してください。

3 申請の流れ

①	必要書類のご準備 □ 検針票の写し 対象検針期間中、最も使用量の多い月(最大使用月)が確認できるもの □ LPガス料金の領収書の写し 最大使用月分の料金の支払いが確認できるもの □ 通帳の写し 金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人(フリガナ)が確認できるページ
②	申請書兼請求書の作成 「補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)」に必要事項をご記入ください。
③	市(商工観光課)への提出 ②申請書兼請求書と①必要書類を併せて提出してください。
④	審査・交付決定 内容を確認のうえ、交付決定通知書を送付いたします。
⑤	指定口座への振込 決定後、指定の金融機関口座へ補助金を振り込みます。

提出先	〒795-8601 大洲市大洲 690-1 大洲市役所 環境商工部 商工観光課
申請書提出方法	窓口提出、郵送、FAX、メール、電子申請のいずれかの方法によりご提出いただけます。
FAX番号	0893-24-1736
メールアドレス	shokoshinko@city.ozu.ehime.jp



エクセル版の申請書について

パソコンでのご入力を希望される方は、左の二次元コードから市ホームページにアクセスのうえ、エクセルデータをダウンロードしてください。



電子申請について

電子申請を希望される方は、左の二次元コードを読み取り、電子申請用 URL へアクセスしてください。

4 受付・補助金の支払いスケジュール

受付期間	令和 8 年 10 月 19 日(月)～ 令和 8 年 12 月 28 日(月)
補助金の支払い	受付後、速やかに申請内容を審査し、順次、指定の振込先へ補助金を振り込みます。最終支払いは令和 9 年 2 月中旬を予定しています。

【お問い合わせ】 大洲市役所 商工観光課 商工産業係

電話:0893-24-1722(平日 8:30～17:15)

この事業は、国の「重点支援地方交付金」を活用しています。